

(株)日阪製作所 環境保全計画書新旧対照表

環境保全計画書		(新)環境保全計画書	
P1 1 施設計画の概要 (6)建築物等の概要 敷地面積(全体)52,165.67 m ² 用途 工場(工場、試験開発、事務所) 構造 鉄骨造 規模 地上4階 建築面積 13,505.06 m ² 延床面積 23,778.60 m ² 最高高さ 24.74m		P1 1 施設計画の概要 (6)建築物等の概要 敷地面積(全体)52,165.67 m ² 用途 工場(工場、試験開発、事務所) 倉庫(ロジ棟) 構造 鉄骨造 鉄骨造 規模 地上4階 地上1階 建築面積 13,505.06 m ² 654 m² 延床面積 23,778.60 m ² 643 m² 最高高さ 24.74m 12m	
別紙		別紙	
P10 水質汚濁防止実施基準		P10 水質汚濁防止実施基準	
名称	ISO14001 水質汚濁防止実施基準	基準番号	EMS-810-3-01
		発行年月日	2020年05月15日
		ページ	2/2
名称	ISO14001 水質汚濁防止実施基準	基準番号	EMS-810-3-01
		発行年月日	2023年07月10日
		ページ	2/2
5. 排出水の分析測定 (1)工場より公共用水域へ排出口(または下水の排出点)で、監視及び測定を行い、1回/14日を超えない排水の期間毎に1回以上、排水水を分析する。 (2)技術開発部は「監視、測定、分析及び遵守評価実施基準」に従って、分析値を「 <u>東大阪市下水道排除基準(別紙-1)</u> 」に示す規制基準と照合して適合性の評価を行い、その都度、 <u>東大阪市</u> へ報告する。 (3)分析機関の選定に当たっては濃度計量証明事業所の中から選ぶ。		5. 排出水の分析測定 (1)工場より公共用水域へ排出口(または下水の排出点)で、監視及び測定を行い、1回/14日を超えない排水の期間毎に1回以上、排水水を分析する。 (2)技術開発部は「監視、測定、分析及び遵守評価実施基準」に従って、分析値を <u>所轄の市が定める下水排除基準</u> と照合して適合性の評価を行い、その都度、 <u>所轄の市</u> へ報告する。 (3)分析機関の選定に当たっては濃度計量証明事業所の中から選ぶ。	

環境保全計画書

令和5年 8月10日

株式会社 日阪製作所

目 次

1	施設計画の概要	1
2	事業活動の概要	2
3	環境保全・安全管理体制	3
4	事業従事者に対する安全管理教育	5
5	組換えDNA実験の安全管理	6
6	放射性同位元素等の安全管理	7
7	化学物質等の安全管理	8
8	生物の安全管理	9
9	水質汚濁防止対策	10
10	大気汚染防止対策	12
11	廃棄物の処理対策	13
12	その他の環境保全対策	15
13	監視測定体制の整備	16
14	施設及び設備の保守管理	17
15	事故、災害等の未然防止対策及び対応措置	18
16	敷地内植栽計画	20
17	地域社会への貢献	21
別表 1	事業所内で使用する化学物質リスト	
別表 2	危険物貯蔵リスト	

1 施設計画の概要

(1) 施設の用途

金属加工、装置の組み立て、部品保管

(2) 施設の名称

株式会社日阪製作所 生駒事業所

(3) 場 所

奈良県生駒市高山町 8916 番 7～10

(4) 工事竣工時期（予定）

令和5年8月竣工

(5) 開設時期等（予定）

令和5年10月

開設時事業従事者数 244名

将来事業従事者数 280名

(6) 建築物等の概要

敷地面積（全体） 52,165.67 m²

用 途 ・工場（工場、試験開発、事務所） ・倉庫（ロジ棟）

構 造 鉄骨造 鉄骨造

規 模 地上 4 階 地上 1 階

建築面積 13,505.06 m² 654 m²

延床面積 23,778.60 m² 643 m²

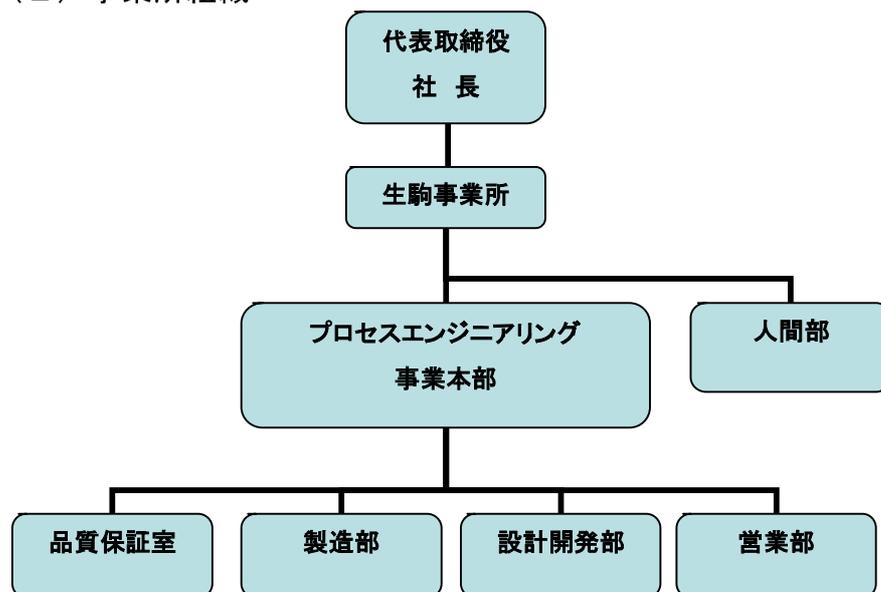
最高高さ 24.74 m 12m

2 事業活動の概要

(1) 事業内容

産業機械の製造・販売、パッケージ

(2) 事業所組織



(3) 事業所業務時間

午前8時30分から午後5時まで

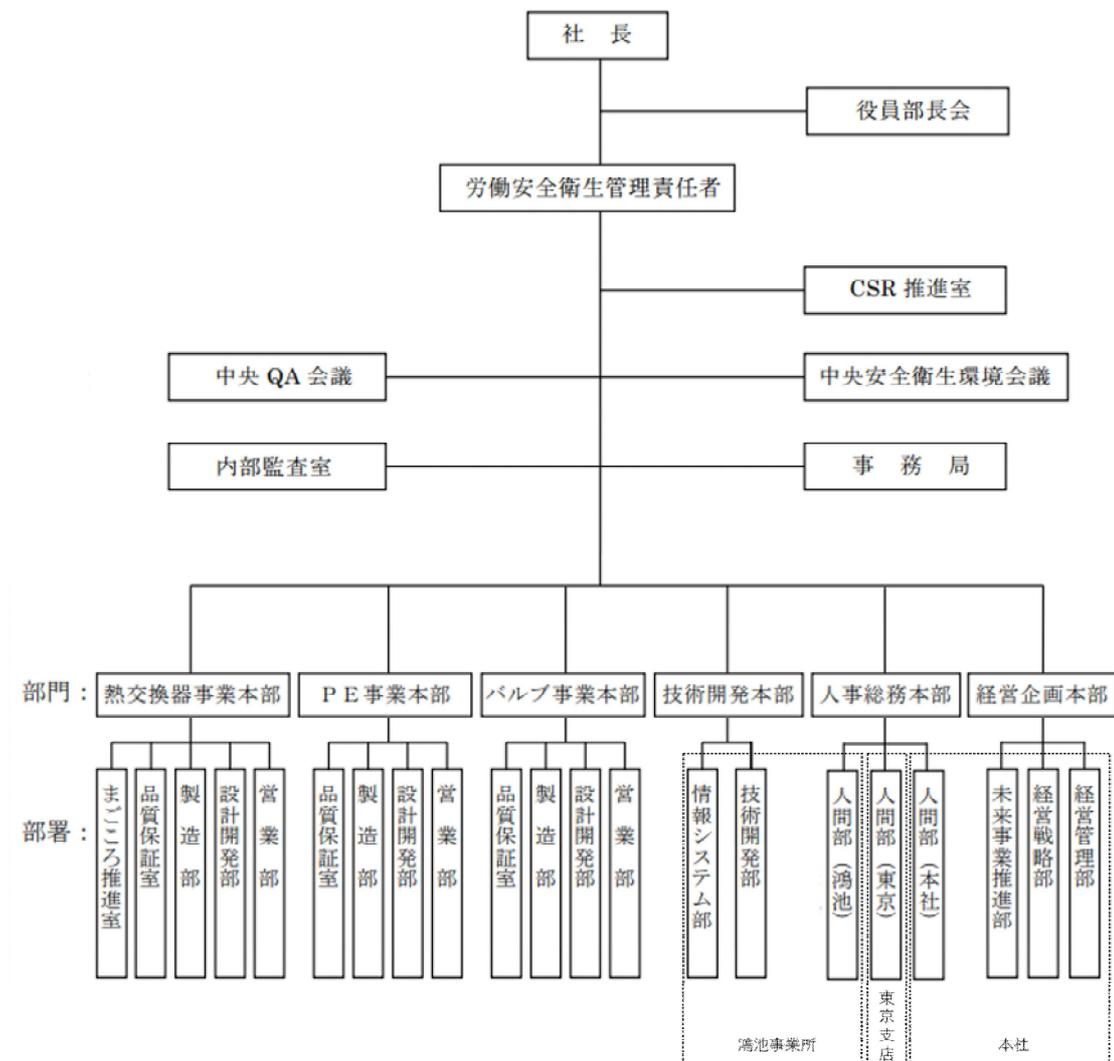
3 環境保全・安全管理体制

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたっては、環境保全と安全管理に配慮することを基本とする。そのため、関連する法の定めを遵守し、事故、災害を未然に防止し、環境保護と地域住民、事業従事者の安全確保に最大限努める。

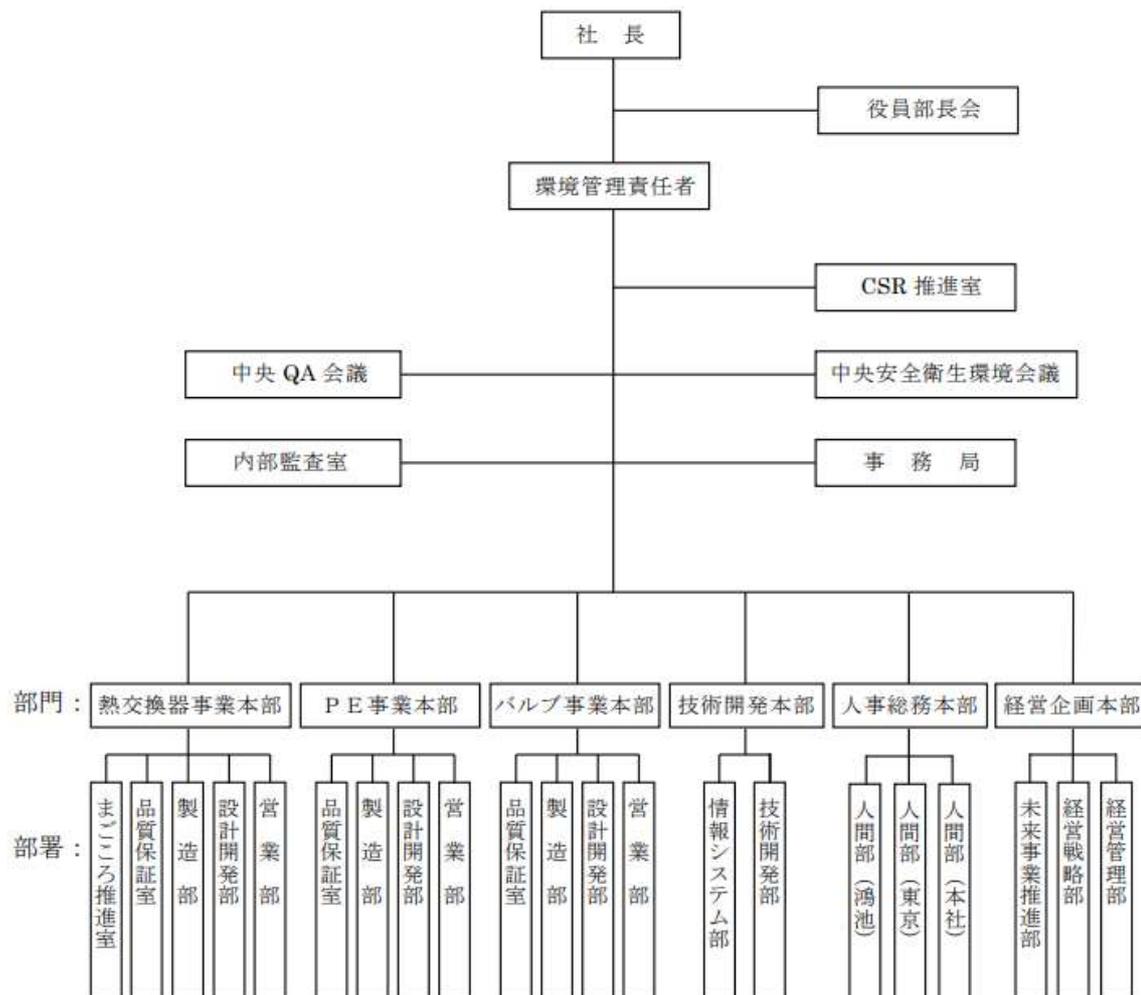
(2) 安全管理体制

労働安全衛生マネジメント推進体制



※PE 事業本部＝プロセスエンジニアリング事業本部

(3) 環境管理体制



※PE事業本部＝プロセスエンジニアリング事業本部

4 事業従事者に対する安全管理教育

(1) 基本方針

ゼロ災・ゼロ疾病を基本方針とし、国際標準規格 ISO45001 に準じた活動を行います。労働災害及び疾病予防のため、安全衛生管理上必要な基準を確立し、事業従事者の安全と健康の増進を図ると共に快適な作業環境の形成と促進を目的とする。

(2) 安全管理教育

下記項目について、事業従事者に対して安全管理教育を行う。

イ) 建築物、設備、作業場又は作業方法に対してリスクアセスメントを実施し、リスク低減活動に取り組む。

ロ) 作業の安全についての教育及び訓練

ハ) 消防訓練（月1回）及び避難訓練（年1回）

ニ) ヒヤリハットを含む、災害の原因分析及び再発防止対策の教育

ホ) 事故、災害等の未然防止対策及び対応処置等の教育

5 組換えDNA実験の安全管理

現在及び将来の事業計画において、組換えDNA実験及び事業は行わないため、該当しません。

6 放射性同位元素等の安全管理

X線放射線非破壊検査設備

(1) 用途

第一種圧力容器構造規格に於ける金属溶接部の非破壊検査用途設備。金属溶接部の透過写真をX線放射装置により撮影し、圧力容器構造規格の規定に適合しているかをフィルム観察器及び写真濃度計により評価を行う。

(2) 安全管理

対象管理区域には、規定に適合した放射線遮蔽壁を所轄労働基準局へ申請し設置、また電離放射線障害防止規則に則り、下記要求事項を有資格者にて実施、報告することで安全管理を行う。

区分	対象設備等	適用する法規制等の名称	該当条項	要求事項
放射線	X線放射線 検査場	電離放射線障害防止規則	第三条 第八条 第九条 第四六条 第五四条 第五六条	管理区域の明示等 被爆線量測定 測定結果の確認、記録 3月1年5年毎(日版1月毎) 作業主任者の選任 線量当量率等の測定等 1回/6月 健康診断 1回/6月

現在及び将来の事業計画において、上記のX線放射非破壊検査設備以外の放射性同位元素等を用いた実験及び事業は行いません。

7 化学物質等の安全管理

(1) 基本方針

事業所施設で使用する化学物質等について、「化学物資の審査及び製造等の規制に関する法律」、「消防法」、その他関係法令で指定されている危険物質等は、その法令を遵守のうえ、適性に管理する。また、その取り扱いに際しては、最大の注意を払うものとする。

そのためには、事業従事者が、取り扱う危険物についての必要な知識を習得し、常に安全に対する意識を持って取り扱うことを徹底する。

(2) 化学物質等の安全管理

イ) 化学物質等については定められた作業場のみで使用し、所定場所以外で貯蔵保管しない。

ロ) 危険物は、「消防法」及びその他の関係法令に従って指定数量を遵守し、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において安全に保管します。

ハ) 化学物質等の購入量、使用量、廃棄量の管理（記録、保存）を行う。

(3) 危険物、高圧ガスの安全管理

イ) 危険物は、「消防法」その他関係法令で定められた指定数量を遵守し、取り扱い責任者の管理のもとで指定された場所に正しく保管し明示する。また、高圧ガスボンベもこれに準じ管理する。

ロ) 可燃物ガスボンベは法に適合した保管場所に設置する。移動式ボンベは常に安全な位置に置く。固定式ボンベは、専用配管を配備する。

8 生物の安全管理

現在及び将来の事業計画において、動・植物及び微生物を用いた実験及び事業は行わないため、該当しません。

9 水質汚濁防止対策

(1) 基本方針

「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「奈良県生活環境保全条例」、「生駒市下水道条例」、その他関係法令を遵守するとともに、環境汚染を未然に防止し、良好な周辺環境を確保する。

(2) 主な廃水の種類

事業所施設より排出する主な廃水（一部廃水）を以下に示す。

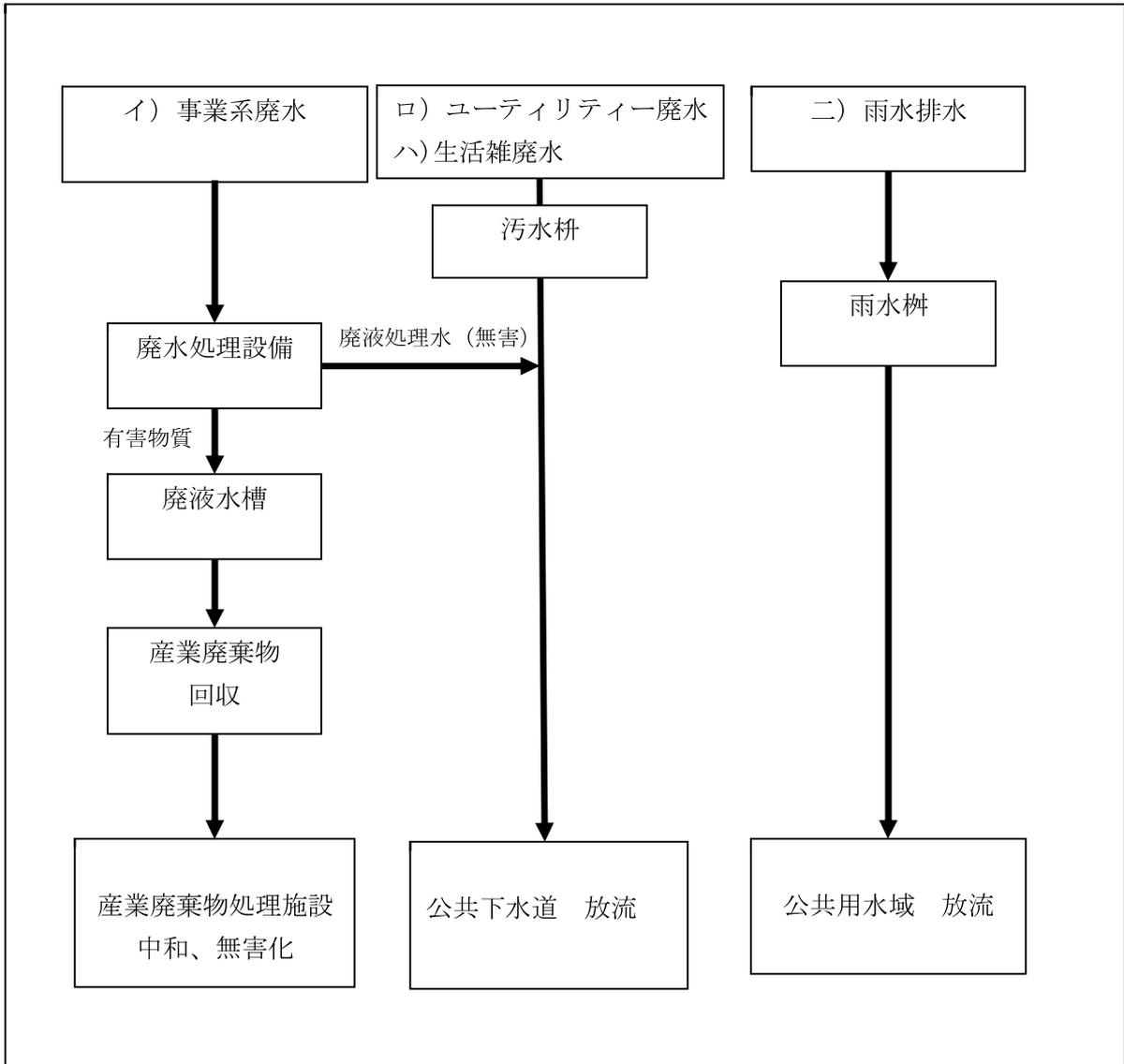
- イ) 事業系廃水
- ロ) ユーティリティー廃水（冷却塔等廃水）
- ハ) 生活雑排水（汚水）
- ニ) 雨水排水

これらの廃水は、イ) に関しては、廃水処理設備にて有害物質を除去し、公共下水道、ロ)、ハ) は公共下水道（汚水）、ニ) は公共下水道（雨水）に放流する。

(3) 各廃水の処理対策概要

イ) については、環境マネジメントシステムの「水質汚濁防止実施基準」にて処理対策、管理を行っている。
別紙の「水質汚濁防止実施基準」を参照。ただし、文中の各基準、報告先は生駒市の要求事項に置き換える。

廃水系統のフロー図



10 大気汚染防止対策

(1) 基本方針

事業活動にあたり「大気汚染防止法」、「奈良県生活環境保全条例」、その他関係法令に従い、適正な処理を行うことにより環境汚染を未然に防止し、良好な周辺環境を確保する。

(2) 大気汚染防止対策

事業所施設より排出する主な排気（排ガス）を以下に示す。

- イ) 事業系排気
- ロ) オフィス一般排気

(3) 各排ガスの処理対策概要

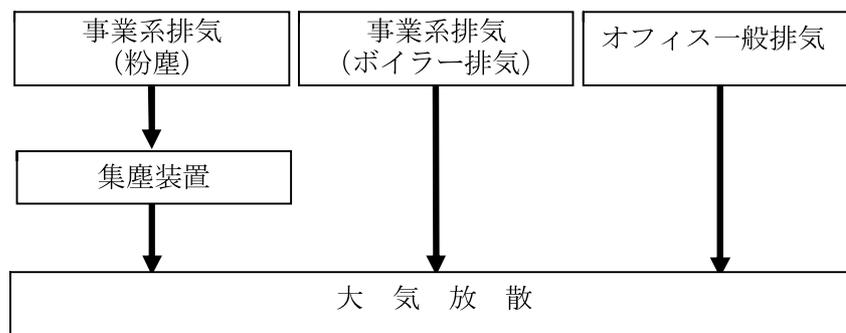
イ) 事業系排気

- ・ 粉塵が発生する作業場においては、排気を集塵装置にて無害化のうえ大気へ拡散するとともに、事業従事者の作業環境の確保を行う。
- ・ ボイラーは、他に比べ NOx 排出量が少ない都市ガスを燃料とし、また極力、低 NOx 仕様のボイラーを使用することで、NOx 排出量を環境省が定める基準値以内に抑える。また、NOx は半年に 1 回、ばいじんは 5 年に 1 回の作業環境測定を実施する。

ロ) オフィス一般排気

オフィスエリアの排気は、通常の事務作業における換気であり、臭気、ばい煙を発するものはない。その排気は、風道を通し、大気へ放散する。

排気システムのフロー図



1 1 廃棄物の処理対策

(1) 基本方針

事業活動に伴って発生する廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令を遵守し、事業者の使命と責任においてその減量に努め、適正な処理を行う。

(2) 主な廃棄物等の種類

- イ) 事業系一般廃棄物
- ロ) 産業廃棄物

(3) 廃棄物の排出・保管・処理対策概要

イ) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、可燃ごみ（紙くず、厨芥等）、資源ごみ（段ボール、新聞紙等）に分別して一般廃棄物収集運搬許可業者及びリサイクル業者に引渡す。

ロ) 産業廃棄物

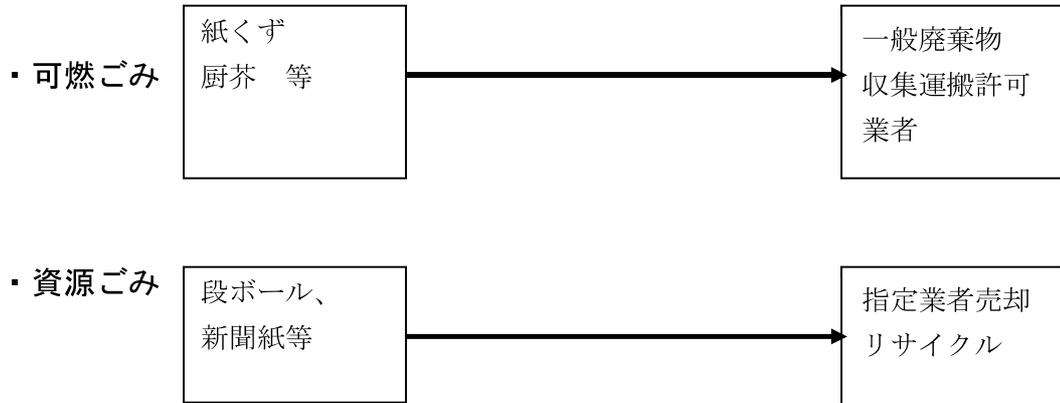
産業廃棄物処理は産業廃棄物収集運搬許可業者に引き渡し、マニユフェストで管理する。

以下の別紙基準に沿って、適正な処理を行う。

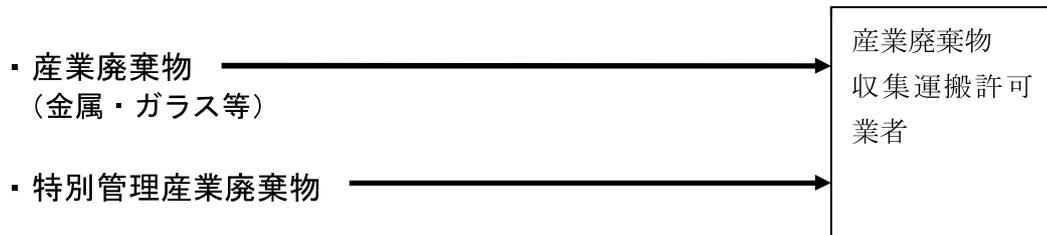
- ・ 産業廃棄物処理実施基準
- ・ 産業廃棄物処理委託基準

廃棄物処理表

イ) 事業系一般廃棄物



ロ) 産業廃棄物



1 2 その他の環境保全対策

(1) 基本方針

ISO14001 に則った環境マネジメントシステムにより、全社的組織を構築し、部門毎に計画、運用、点検を行い全社的マネジメント（PDCA）を実施している。

別紙の環境マネジメントマニュアルを参照。ただし、文中の適用範囲には生駒事業所が追加となる。

(2) その他の環境保全対策

事業所における各規制値等に関わる法令を順守するために、別紙の「順守義務登録基準」にて明確にし、規制値以下となるように対策を講じている。

また、太陽光発電の設置や別紙の「エネルギー管理基準」にてエネルギー使用量を削減し地球温暖化防止に寄与する。

1 3 監視測定体制の整備

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、環境保全に責任を持って配慮することを基本に、法の定める基準を満たすように監視を行う。また、異常時、機器更新時は、必要に応じて市と協議し、適切な処置を行う。なお、生駒市が環境保全上必要と認める場合には、職員の施設内への立ち入り及び調査に協力する。

(2) 施設

イ) 騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設の騒音・振動は、敷地境界において定期的に測定し、規制値以下であることを確認する。

(3) 運用

イ) 環境マネジメントシステムにおいて、別紙の「監視、測定、分析および順守評価委実施基準」に基づき、監視、測定、分析および順守評価を実施し、継続的改善を行う。

ロ) 監視および測定において、別紙「不適合および是正処置実施基準」に定義される不適合を確認した時は、「不適合および是正処置実施基準」に従って是正処置を講じると共に、適宜生駒市への報告を行う。

1 4 施設及び設備の保守管理

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたり、環境保全、安全及び健康面に配慮することを基本に、環境保全及び安全性の確保という一連の目的機能に合致した建築物及び設備を維持する。

(2) 施設及び設備

イ) 排気ダクト、配水管類のパイプスペースは広く取り、設備機器も含め、保守点検が容易に行えるよう設置する。

ロ) 排水設備は保守点検が容易に行えるよう配置する。

(3) 運用

主要な設備機器の維持管理は、定期点検表（月間・年間）を作成し、定期的に点検を行い、正常な状態を確保する。

15 事故、災害等の未然防止対策及び対応措置

(1) 基本方針

事業所内の安全確保及び事業所周辺における環境保全について配慮し、建築物及び設備について被害が拡大しない構造を維持する。
なお、事業活動を行うにあたり、事故や災害等の非常時を想定し、各々の事態に対応できるよう安全管理教育を実施する。

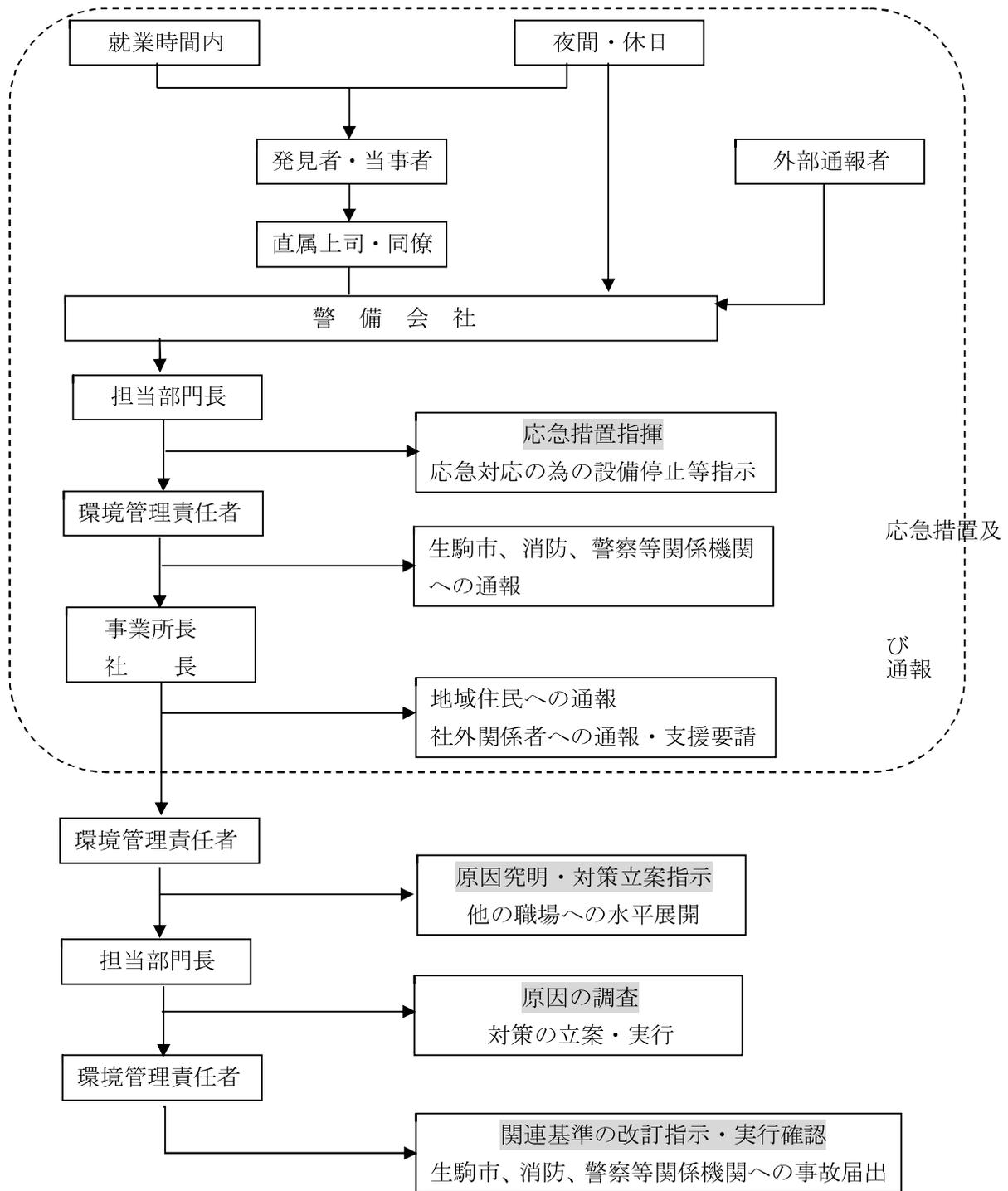
(2) 施設

- イ) 建築物は、耐震、準耐火構造（ロー2）とする。
- ロ) 火災報知器、消火設備等の消防設備を設置する。
- ハ) 休日・夜間の無人状態時の建築物及び設備の監視は、機械警備に切り替える。

(3) 運用

- イ) 防火及び火災発生時の安全教育を実施する。
- ロ) 消火、防火にかかわる防火管理組織体制を整える。
- ハ) 煙感知器、熱感知器、自動火災報知設備、屋内消火栓、屋外消火栓、消火器、誘導灯、防火戸、防火シャッター、排煙口、防火ダンパーなどの位置を表示し、緊急動作時の取り扱い・処置方法は、教育訓練を通じて事業従事者に周知する。
- ニ) 休日・夜間等の無人状態時において建築物付帯設備の監視は外部委託の警備会社で遠隔警備を行なう。
- ホ) 緊急時における対応、処置を速やかに行えるよう、緊急連絡及び夜間休日の連絡表を作成する。（社内連絡表あり）
- 二) 施設の管理者は、事故、災害の未然防止対策及び対応措置について、消防、警察等関係機関と事前に協議し、これらに基づく教育訓練を実施する。また、事故、災害等の緊急時には、直ちに事業活動の一部または全部を一時中止し、応急措置を講じるとともに、生駒市、消防及び警察等関係機関に通報し、共同して事態の収拾に努める。

緊急時連絡表



16 敷地内植栽計画

(1) 基本方針

周囲の山並みや緑と調和した緑豊かな潤いのある都市景観の形成を図る。
そのため敷地内緑化に努める。

(2) 緑化対策・植栽計画

周辺の緑の修景との一体化に配慮し、植栽にあたっては周辺の調和と景観を考慮する。（別紙「緑化計画図」参照）

17 地域社会への貢献

(1) 基本方針

事業活動を行うにあたっては、循環型社会の構築を目指すとともに、地域と交流を深めるために、次に掲げる活動その他地域社会への貢献活動を積極的に推進する。

(2) 運用

イ) 地域交流活動

生駒市または周辺住民と地域交流活動を行うほか、事業活動の支障を生じない範囲で事業所施設をその利用に供する等、地域交流活動を進める。

ロ) 環境保全活動

事業活動による環境への負荷の低減に努めるとともに、地域や団体で行われる河川や道路などの清掃活動や植栽活動などにも積極的に参加し、環境保全活動を進める。

ハ) 環境美化活動

生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、事業従事者に対してポイ捨て防止等の啓発、教育に努める。また、事業所内の環境美化に取り組むとともに、事業所周辺や地域の美観に配慮した活動を進める。

別表 1 及び別表 2

別表 1 事業所で使用する全化学薬品・化学物質リスト

No.	化学物質名	用途	備考
1	硫酸（75%）	排水処理	
2	苛性ソーダ（24%）	排水処理	
3	塩化カルシウム	排水処理	
4	ポリ塩化アルミニウム	排水処理	
5	アニオン高分子凝集剤	排水処理	
6	カチオン高分子凝集剤	排水処理	
7	次亜塩素酸ソーダ	浴槽水質管理	
8	サーモフレッシュ（商品名）	ボイラー清缶剤	
9	ボイラー軟化器用・塩	軟化器再生	
10	フッ化水素酸	溶接焼け取り（酸洗）	

別表 2 少量危険物貯蔵リスト

No.	少量危険物名	用途	消防種別（4類）
1	トナオイル	機械油圧機器	第4類第4石油類
2	シェルオマラ	潤滑油	第4類第4石油類
3	HCA 洗浄剤	洗浄剤	第4類第1石油類
4	染色浸透液	浸透液（溶接確認）	第4類第3石油類

5	速乾式現像液	現像液（溶接確認）	第4類第1石油類
6	洗淨液／除去液	洗淨剤（溶接確認）	第4類第1石油類

会社概要

商号	株式会社 日阪製作所
代表者	代表取締役社長 竹下 好和
本社所在地	大阪府大阪市北区曾根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル20階
事業内容	産業機械製造販売 (熱交換器事業、プロセスエンジニアリング事業、バルブ事業、他)
資本金	41億5,000万円
発行済 株式総数	32,732,800株
株式上場	東京証券取引所(第一部)
社員数	連結925名、単体639名
工場・事業所	支店：東京都中央区、名古屋市、福岡市、北九州市 工場：東大阪市(準工業地域)※ ※：既に準工業地域での操業実績有り
取引銀行	三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
取引先	ロッテ、明治、今治造船、三菱重工、フジッコ、カゴメ 等
仕入先	ルネッサ、メタルワン、小田鋼機、GISLAVEND GUMMI AB、オガノ 等
保有特許	国内特許：125件、 国内商標：50件 海外特許：46件、 海外商標：36件
産学連携	・兵庫県立大学(環境エネルギー部門) ・北海道総合研究機構 食品加工研究センター ・龍谷大学 理工学部 機械システム工学 等

2021年3月末現在

名称	ISO14001 水質汚濁防止実施基準	基準番号	EMS-810-3-02
		発行年月日	2023年07月10日
		ページ	1/2

1. 目的

この基準は、当社において、適切かつ確実な水質汚濁防止を実施することにより、地域環境保全に役立てることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準に適用する施設、設備は次のとおりとする。

- (1) 汚水または廃液を排出する施設、設備のうち、重要課題として登録したもの
- (2) 水質汚濁防止法、条例に係わる届出をした施設、設備
- (3) 上記の届出した施設、設備に付帯する除害施設
- (4) 貯油施設および油水分離設備

3. 水質汚濁防止業務

水質汚濁防止業務は、当社から排出する排水による汚染に関する環境保全のための業務で、次のように運用する。

- (1) 2項で規定した施設、設備の管理担当部門は、水質汚濁防止のための手順書を作成し、これに沿って運用する。手順書には次の事項の中から業務遂行に必要なものを定める。
 - ① 手順書の制定、改廃の責任者の明示
 - ② 定常作業の手順
 - ・ 運転作業手順
 - ・ 日常点検（点検項目、点検頻度、点検・整備の記録）
 - ・ 定期点検（点検項目、点検頻度、点検・整備の記録）
 - ・ 測定（水質測定項目、頻度、異常値が出た場合の処置）
 - ・ 測定器の校正と記録
 - ・ 薬品等の受け入れの方法、注意事項
 - ③ 非定常、保守作業の手順
 - ・ 施設、設備の始動時の作業手順、注意事項
 - ・ 施設、設備の停止時の作業手順、注意事項
 - ・ 施設、設備の保守作業の作業手順、注意事項
 - ・ 施設、設備の異常（異常時、故障時の処置手順、注意事項）
 - ④ 緊急時の処置
 - ・ 排水の異常（運転基準、管理基準を超えた場合の処置手順）
 - ・ 「緊急事態への準備および対応基準」に準じた緊急処置方法、注意事項
 - ⑤ 排出物の処理
 - 排水、廃液、汚泥などの排出物の処理方法
 - ⑥ 記録
 - 運転、測定、点検の記録、保管職場、保管期限
- (2) 法あるいは条例で保守点検が義務づけられているものは、それに従う。
- (3) 上記(2)項以外の施設、設備については、水質汚濁防止の面から必要と判断する事項について点検、整備する。
 - 点検および整備に際しては、対象（監視項目および機器）、点検・整備項目、点検・整備基準、点検・整備方法、周期、点検・整備結果の記録様式を決めて実施する。

名称	ISO14001 水質汚濁防止実施基準	基準番号	EMS-810-3-02
		発行年月日	2023年07月10日
		ページ	2/2

4. 行政機関への対応

- (1) 行政機関への届出、事故報告などの窓口は技術開発部とする。管理担当部門は届出、報告に必要な資料を技術開発部に提出する。 -R1
- (2) 対象施設あるいは設備の事故や破損によって有害物質あるいは油を含む水が河川へ流出し、周辺地域に被害を及ぼす恐れがあるときには、「緊急事態への準備および対応基準」に従って対応するとともに行政への事故の届出を行う。 -R1

5. 排出水の分析測定

- (1) 工場より公共水域への排出口（または下水への排出点）にて監視および測定を行い、14日を越えない期間毎に1回以上、排出水を分析する。 -R1
- (2) 技術開発部は「監視、測定、分析および順守評価実施基準」に従って分析し、分析値を所轄の市が定める下水排除基準と照合して適合性の評価を行い、その都度、所轄の市へ報告する。 -R2
- (3) 分析機関の選定にあたっては濃度計量証明事業所の中から選ぶ。

6. 不適合の処置

測定、保守、点検などの管理業務で不適合が認められた場合は「不適合および是正処置実施基準」に沿って処置する。

7. 苦情処理

水質汚濁に関して地域住民から苦情および提言あるいは行政からの指導や要請があった場合は、「環境情報管理基準」に従って対応する。

8. 記録の管理

記録の管理は「環境記録管理基準」に従って当該作業実施部門が行う。

9. 付 則

【関連文書】

- 「順守義務登録表」（EMS-613-2、別紙－1：参考）
- 「環境情報管理基準」（EMS-740-1）
- 「環境記録管理基準」（EMS-753-2）
- 「緊急事態への準備および対応基準」（EMS-820-1）
- 「監視、測定、分析および順守評価実施基準」（EMS-910-1）
- 「不適合および是正処置実施基準」（EMS-1020-1）

名称	ISO14001	基準番号	EMS-810-4-01
	産業廃棄物処理実施基準	発行年月日	2020年05月15日
		ページ	1/1

1. 目的

この基準は、当社の産業廃棄物の削減と適正処理のための管理について定める。

2. 適用範囲

この基準は、当社が排出する産業廃棄物について適用する。

3. 管理

産業廃棄物の保管管理は、管理責任者を定め、廃棄物の分別および適正な保管を推進する。

- (1) 各部門の産業廃棄物置場は、管理責任者が定める。
- (2) 工場全体からの産業廃棄物量は、技術開発部が把握する。

-R1

4. 廃棄物の分別

廃棄物（産業廃棄物および一般廃棄物）は、削減と適正処理のために、別紙-1「廃棄物分別区分一覧表」に示すように分別区分して集め、保管する。

5. 保管

廃棄物は、外部へ委託処理を行うまでは、以下に配慮して定められた場所に一時保管する。

- (1) 悪臭や衛生上の問題を起こさないよう配慮する。
- (2) 環境美化と安全に配慮する。
- (3) 産業廃棄物は、保管場所を定めて保管し、廃棄物の種類、保管管理者と連絡先、および保管場所であることを見やすい位置に表示（60cm×60cm以上、白地に黒）する。
また、特別管理産業廃棄物は容器を確保し、漏洩や他の廃棄物の混入を防止する。

6. 委託処理

産業廃棄物の委託処理に際しては、法令を順守し、適切に処理されるように管理する。
（委託処理は、「産業廃棄物処理委託基準」により実施する）

7. 委託先への立ち入り確認

当社の産業廃棄物処理担当者は、委託先を定期的に立ち入りし、次のことを確認する。

- (1) 法対応（法的知識、条例・要綱等の対応、許可条件、行政処分）状況の確認
- (2) 業許可、施設許可（収集運搬発生区域および処理地域許可、中間処理許可）の確認
- (3) 施設・能力・処理方法の確認（許可証確認、現地確認）
- (4) 事業範囲および許可品目、管理体制の確認

8. 責任者

産業廃棄物については、産業廃棄物管理責任者を置き管理する。また、特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き管理する。帳簿および帳票は5年間保存する。

9. 付 則

【関連文書】

「順守義務登録表」（EMS-613-2、別紙-1）

「産業廃棄物処理委託基準」（EMS-810-5）

名称	ISO14001	基準番号	EMS-810-5-00
	産業廃棄物処理委託基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	1/4

1. 目的

この基準は、当社の産業廃棄物の収集運搬および処理の適正な運用を図るため、それぞれ処理業者に委託する際の契約について定める。

2. 適用範囲

この基準は、当社の産業廃棄物処理委託契約の業務について適用する。

3. 用語の定義

この基準で用いる用語の定義は、環境関係諸法令の用語および環境マネジメントマニュアルの用語の定義に基づくが、以下の用語については下記のように定義する。

・委託業者

産業廃棄物の収集運搬、中間処理および最終処分の業者をいう。

4. 委託業者の選定基準

委託業者の選定基準は、以下の項目とする。

- (1) 事業の範囲（許可証に記載）が委託予定の廃棄物を含んでいること
- (2) 許可の有効期限が、契約の締結予定日より1年以上あること（許可の更新が確実であると認められる場合は、1年未満でも可）
- (3) 過去に環境に関する法令違反を起こしていないこと
- (4) 原則として、優良産廃処理業者に認定された業者（優良認定業者）を選定すること

4.1 許可証の確認

産業廃棄物収集運搬業許可証および産業廃棄物処分業許可証を以下の項目について確認する。

- (1) 産業廃棄物運搬業許可証および産業廃棄物処理処分業許可証
 - ① 住所
 - ② 氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
 - ③ 知事名および捺印
 - ④ 許可の年月日
 - ⑤ 許可の有効期限
 - ⑥ 許可番号
 - ⑦ 事業の範囲（取扱廃棄物の種類、事業区分、許可内容など）
 - ⑧ 許可の条件
 - ⑨ 許可の更新、変更などの内容
 - ⑩ 処理施設の設置場所および能力（処分業許可証の場合）

許可証の確認は、契約締結前および許可証の更新時に行う。なお、特別管理産業廃棄物に該当する場合は、「特別管理産業廃棄物運搬業許可証」と「特別管理産業廃棄物処分業許可証」について確認する。許可証の写しは5年間保管する。

4.2 委託業者への立ち入り確認

委託業者への立ち入り確認は、契約締結前、契約締結後、定期的に行う。

名称	ISO14001	基準番号	EMS-810-5-00
	産業廃棄物処理委託基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	2/4

5. 契 約

契約書は、解約後も5年間保管する。

6. 解 約

契約実施部門は、以下の事由が発生したときは、解約を行う。

- (1) 許可内容が変更になり委託の取扱いができなくなった場合
- (2) 許可証が取り消された場合
- (3) 行政処分を受けた場合
- (4) 環境に関する法令違反を引き起こした場合
- (5) 契約内容に違反した行為があった場合

7. 産業廃棄物管理票の発行

産業廃棄物を委託する場合は、法令で定められた「産業廃棄物管理票」(通称マニフェスト)を発行部門が発行する。

(1) 紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の場合

業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡していく。排出事業者は、それぞれの処理終了後に各業者から処理終了のマニフェストを受け取ることで委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたかが確認できる。

- ① マニフェストは、法的に定められた記入要件を満たす。
- ② 産業廃棄物は、マニフェストのA, B1, B2, C1, C2, D, E票の7枚つづり(複写式)を発行する。
- ③ 処理委託日から90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)にB2, D票が返却されなかった場合は、法令に定める報告書を知事に届出する。なお、これらの届出期限よりも少なくとも10日前に返却されていない場合は委託先へ返却の督促を行う。
- ④ 処理委託日から180日以内にE票が返却されなかった場合は、法令に定める報告書を知事に届出する。なお、この届出期限よりも少なくとも1カ月前に返却されていない場合は委託先へ返却の督促を行う。

(2) 電子マニフェストの場合

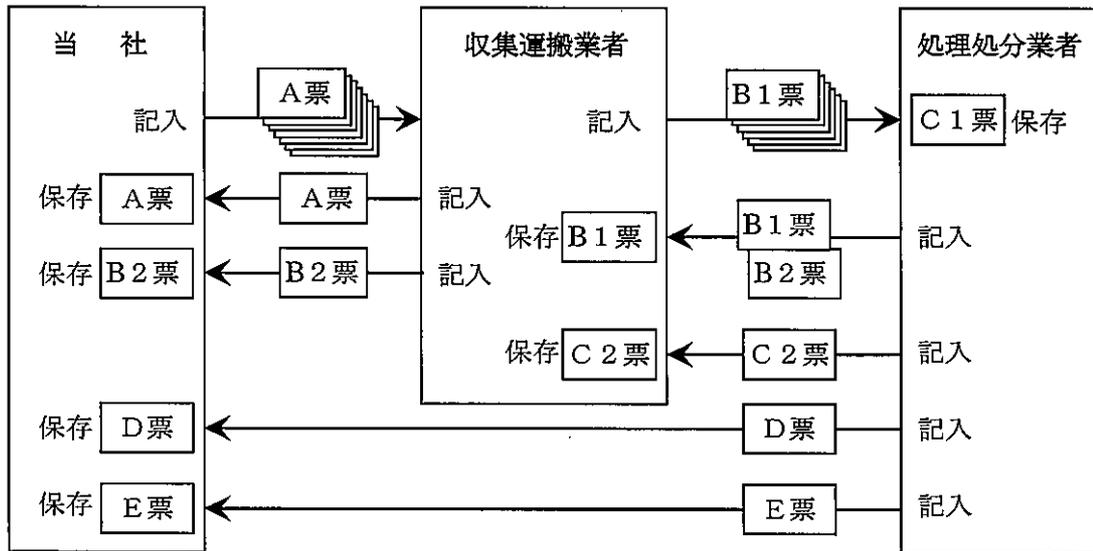
財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センター(以下、情報センター)の運営管理するJWNET(Japan Waste Network.®)を利用してマニフェストの発行(情報入力)および処分状況を確認する。

- ① 端末(PC)においてマニフェスト情報を登録する。
- ② 受渡確認表(伝票)を予めプリントアウトし、産廃を収集・運搬者に引き渡す際に手渡す。
- ③ 処理状況確認を必要に応じて行い、確実に最終処分されたことを確認する。

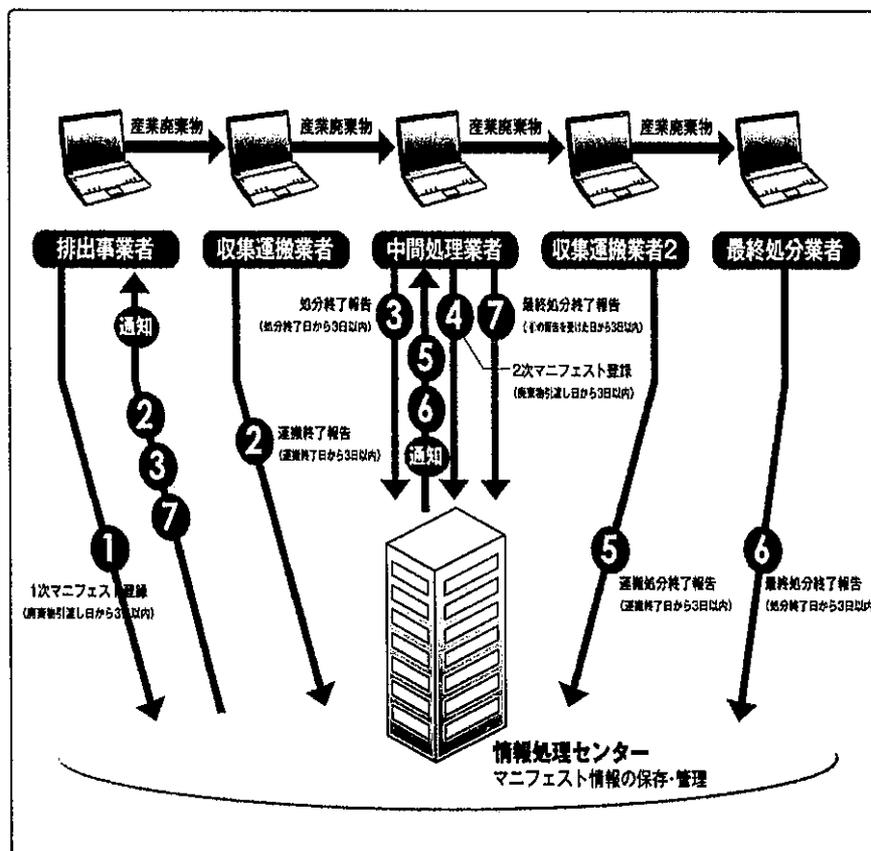
名称	ISO14001	基準番号	EMS-810-5-00
	産業廃棄物処理委託基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	3/4

8. 産業廃棄物管理票の流れと保管、報告

(1) 紙マニフェストの場合の流れは、次のようになる。



(2) 電子マニフェストの場合の流れは、次のようになる。



名称	ISO14001	基準番号	EMS-810-5-00
	産業廃棄物処理委託基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	4/4

- (3) 産業廃棄物のマニフェスト発行部門は、法令に基づき5年間保管する。ただし、電子マニフェストの場合は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センターにおいて情報を管理・保存しているため、当社においては保存不要。
- (4) マニフェストの交付状況報告書を毎年3月31日までの分を6月30日までに政令市の東大阪市長に提出する。ただし、電子マニフェストの場合は、情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出者である当社においては報告が不要。

9. 付 則

【関連文書】

- 「順守義務登録表」(EMS-613-1、別紙-1)
- 「産業廃棄物処理実施基準」(EMS-810-4)

名称	ISO14001	基準番号	EMS-613-1-01
	順守義務登録基準	発行年月日	2020年05月15日
		ページ	1/2

1. 目的

当社の活動、製品およびサービスの課題に適用可能な順守義務を特定し、参照できるようにし、さらに、どのようにして、それらの要求事項を当社の課題に適用するかを明確にすることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) この基準は、当社の課題に適用可能な順守義務に適用する。
- (2) この基準は、ISO14001:2015の6.1.3項および当社環境マネジメントマニュアルの6.1.3項の要求事項を満たすために定める。

3. 順守義務の情報入手

- ① 一般情報は、環境関連の法規制セミナー、環境関連定期刊行雑誌などから入手する。
- ② 法的要求事項の詳細な情報の確認先は、次とする。
 - a) 国の法律、命令……………環境省および経済産業省ホームページ
都道府県および市の担当窓口あるいはホームページ
 - b) 都道府県条例、市条例……………都道府県および市のホームページ
都道府県および市の担当窓口あるいはホームページ
 - c) 製品輸出先の法規制……………経済産業省および環境省ホームページ
- ③ その他の要求事項の対象と情報受入担当は次のとおりとする。
 - a) 都道府県、市および地域との協定……………人間部（人間課）
 - b) 地方自治体からの指針、指導……………人間部（人間課）、該当部門
 - c) 所属する業界団体の要求事項など……………該当部門
 - d) 納入先、業務請負先からの通達……………該当部門

4. 順守義務の特定と参照

- (1) 法的要求事項の特定

各部門は、各部門の事務局員を責任者として、「課題抽出・登録基準」の別紙-1「部門別課題抽出表」に抽出した自部門の課題が適用されると考えられる法規制および条例を調査する。

調査の結果、適用する場合は、関係する条項を明確にして、事務局に報告する。
- (2) 同意するその他の要求事項の特定
 - ① 事務局は、各部門が作成する「環境情報管理基準」の別紙-1「環境情報処理記録」の情報をもとにその他の要求事項の有無を確認し、ある場合は、資料や情報の詳細を入手する。
 - ② 環境管理責任者は、その他の要求事項の重要性を考慮して、全社的な判断を必要とするものは、役員部長会で審議し、部門に限定される要求事項については部門長と検討し、同意するか否かを決定する。
- (3) 「順守義務登録表」の作成

事務局は、年度初めに当社の課題に適用される順守義務を「順守義務登録表（別紙-1）」にまとめ、環境管理責任者の承認を得る。

名称	ISO14001	基準番号	EMS-613-1-01
	順守義務登録基準	発行年月日	2020年05月15日
		ページ	2/2

(4) 順守義務の参照

- ① 文書で管理が必要な法規制で、設備に関連する法規制は技術開発部が、その他の法規制は人間部（人間課）が保管し、同意するその他の要求事項の原本は担当部門が保管する。 -R1
- ② 事務局は、「順守義務登録表」を社内イントラネットで閲覧できるようにする。
- ③ 事務局は、順守義務の詳細情報を必要に応じて、あるいは開示要求があったときには関連部門へ伝える。

5. 「順守義務」の環境マネジメントシステムへの反映

順守義務の順守を確実にするため、以下の事項を含むプロセスにおいては順守義務を確実に考慮に入れる。

- ① 重要課題の決定
- ② 業務目標の設定および見直し
- ③ 役割、責任、権限の付与
- ④ 教育訓練の実施および力量の決定
- ⑤ 外部へのコミュニケーションの決定および実施
- ⑥ 管理が必要な外部文書の決定
- ⑦ 運用の明確化と手順の文書化の決定
- ⑧ 運用の鍵となる特性の選択
- ⑨ 緊急事態の特定と対応
- ⑩ 監視、測定、分析および順守評価の実施

6. 順守義務の最新情報の把握および見直し

- (1) 事務局は、3項に示す情報入手先および情報受入担当の技術開発部および人間部（人間課）から課題に関する法規制の改正状況や新たなその他の要求事項の有無を把握する。 -R1
- (2) 課題の見直しによって、新たな課題が抽出された場合は、新規課題に適用される法的およびその他の要求事項の有無を確認する。
- (3) それらの情報をもとに、事務局は、必要に応じて「順守義務登録表」の修正を行い、関連部門へ周知する。

7. 順守義務の順守評価

この基準に従って明確にした当社の課題に適用される順守義務が守られているか否かの評価は、「監視、測定、分析および順守評価実施基準」に従って実施する。

8. 付 則

【関連文書】

- 「課題抽出・登録基準」 (EMS-612-1)
- 「環境情報管理基準」 (EMS-740-1)
- 「監視、測定、分析および順守評価実施基準」 (EMS-910-1)

名称	ISO14001	基準番号	EMS-810-6-03
	エネルギー管理基準	発行年月日	2020年05月15日
		ページ	1/3

1. 目的

この基準は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以降、省エネ法）に基づき、当社のエネルギー使用量を削減することで、省エネおよび地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

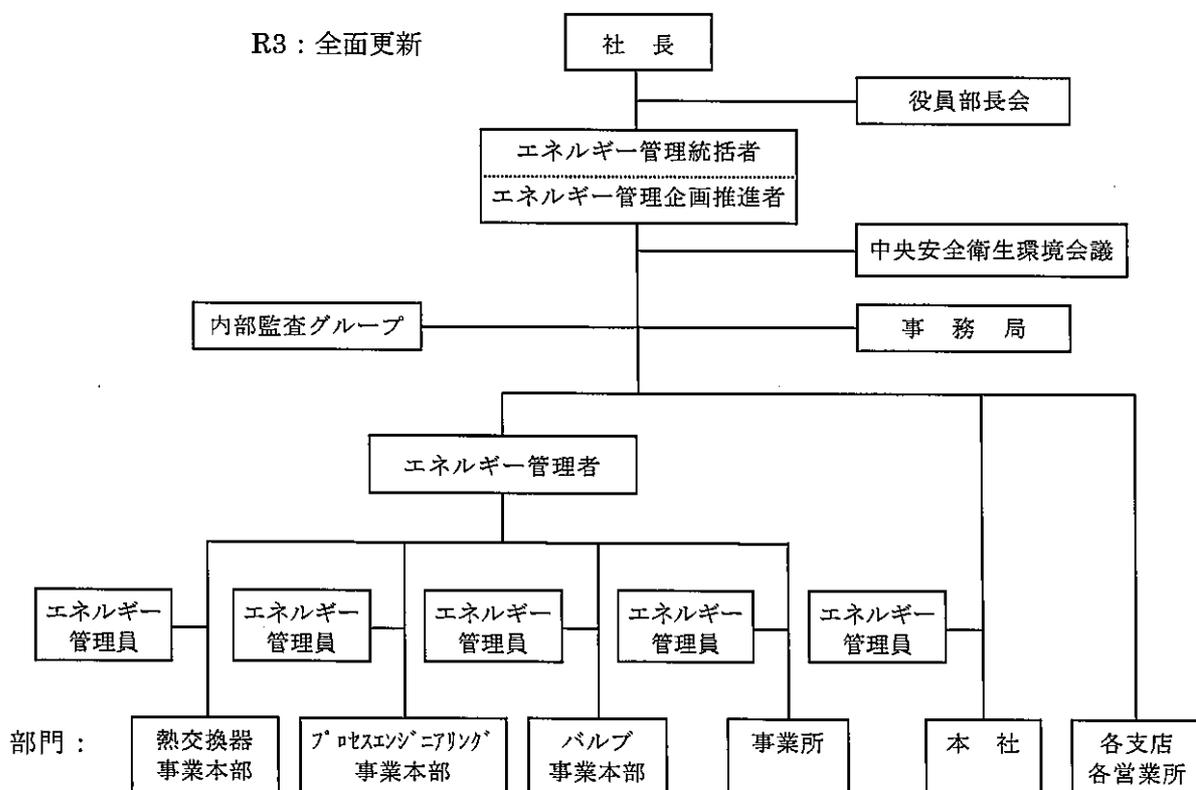
この基準は、当社のエネルギーを使用する全部門において適用する。

3. 用語の定義

この基準で用いるエネルギーとは、電気、燃料およびこれを熱源とする熱をいう。
電気・都市ガス・ガソリン・軽油・蒸気 等

4. 管理体制

基本的にエネルギー管理体制は環境マネジメント推進体制を準用する。
ただし、エネルギー管理統括者は社内役員とし、その下にエネルギー管理企画推進者およびエネルギー管理者を置き、エネルギーの使用合理化に関する業務を管理する。
事業所においては、部門毎にエネルギー管理員を置き、各部門でのエネルギーの使用合理化に関する職務を遂行する。



名称	ISO14001 エネルギー管理基準	基準番号	EMS-810-6-03
		発行年月日	2020年05月15日
		ページ	2/3

5. エネルギー管理統括者

エネルギー管理統括者は、中長期的な計画、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善および監視等の業務を統括する。

6. エネルギー管理企画推進者

- (1) 社長は、指定講習機関の講習課程を修了した者、またはエネルギー管理士の免状を有する法定資格者の内からエネルギー管理企画推進者を任命する。
- (2) エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者が統括する業務において、エネルギー管理統括者の補佐を行う。

7. エネルギー管理者

- (1) エネルギー管理統括者は、エネルギー管理士の免状を有する法定資格者の内からエネルギー管理者を任命する。
- (2) エネルギー管理者は、エネルギー管理企画推進者を補佐し、エネルギーの使用の合理化に関しての職務を総括する。
- (3) エネルギー管理者は、省エネ法およびこの基準を順守し、事業所のエネルギー管理を行う。
- (4) 行政への届出等の書類は、各部門のエネルギー管理員や本社および東京支店の人間部（人間課）からの情報をまとめて、エネルギー管理者が作成する。
- (5) エネルギー管理者は、省エネ法を順守する上で、以下の権限を持つ。
従業員はエネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めたものについては、その指示に従わなければならない。

8. エネルギー管理員（各事業本部及び事業所全体のエネルギー管理担当者）

-R3

- (1) エネルギー管理統括者は、指定講習機関の講習課程を修了した者、またはエネルギー管理士の免状を有する法定資格者の内からエネルギー管理員を任命する。
- (2) エネルギー管理員はエネルギー管理者の下で次の職務を行う。
 - a) 自部門のエネルギー使用量の立案、計画
 - b) 自部門のエネルギー使用量の計測、記録および報告
 - c) 自部門の省エネ施策の立案、計画および実施
 ただし、個別の設備に関しては、設備の責任者が行い、必要に応じてエネルギー管理員に報告する。

-R3

9. 本社、各支店のエネルギー管理

テナントビルに入居している本社および東京支店についてのエネルギー管理は以下のとおりとする。

- (1) ビルオーナーより、エネルギーの使用量等の情報提供を受ける。
- (2) 情報提供を基に照明も含めた電力消費量と空調エネルギーの推計値を算出する。
- (3) 算出したエネルギーの使用量は月毎にエネルギー管理者に報告する。
- (4) 省エネ施策を立案、計画し、オフィス内の省エネ活動を実施する。

以上を本社はエネルギー管理員を置き、東京支店は人間部（人間課）が、他の支店は各支店の責任者が担当する。尚、本社のエネルギー管理員の任命は、前項(1)に準ずる。

-R3

-R3

名称	ISO14001 エネルギー管理基準	基準番号	EMS-810-6-03
		発行年月日	2020年05月15日
		ページ	3/3

10. 事業所におけるエネルギー管理基準

「省エネ法」に基づき、「燃料の燃焼の合理化」「加熱および冷却並びに伝熱の合理化」「廃熱の回収利用」「熱の動力等への変換の合理化」「放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止」「電気の動力、熱等への変換の合理化」について、設備毎に管理基準、計測・記録、保守・点検の基準および新設基準を設けて管理する。

各設備における管理基準は、その設備を管理している部門にて作成する。

10.1 管理項目と対象設備

管理基準の項目に対する管理対象設備は、以下のとおりとする。

	管理項目	対象設備
1	燃料の燃焼の合理化	ボイラー
2	加熱および冷却並びに伝熱の合理化	加熱設備
3	廃熱の回収利用	該当設備無し
4	熱の動力等への変換の合理化	該当設備無し
5	放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止	受変電設備、配電設備 蒸気配管等、給湯設備
6	電気の動力、熱等への変換の合理化	コンプレッサー、照明設備等、空調設備

10.2 管理基準の項目と内容

一般的な項目と内容は以下のとおりとする。

(1) 管理基準値

空気比、廃熱温度、炉壁温度、照度基準、空調基準等

(2) 計測・記録

対象設備等の稼働時間、エネルギー消費量、温度等の定期的（周期）な計測・記録

(3) 点検・保守

高効率を維持するための定期的（周期）な点検整備計画の実施と記録

(4) 設備の新設・保守

設備の改善または更新を促進する施策と判断基準

対象設備の具体的な管理項目と内容は、設備毎の管理基準で記載する。

11. 記録の保管

記録の保管については、該当設備の責任者とするが、各部門でまとめて保管する場合は、部門のエネルギー管理員が保管する。

本社、東京支店は人間部（人間課）が、他の支店は各支店の責任者が保管する。

12. 付 則

【関連文書】

「環境情報管理基準」 (EMS-753-1)

「環境記録管理基準」 (EMS-753-2)

「監視、測定、分析および順守評価実施基準」 (EMS-910-1)

名称	ISO14001	基準番号	EMS-910-1-00
	監視、測定、分析および順守評価実施基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	1/2

1. 目的

この基準は、重要課題および課題に適用される順守義務を管理し、環境方針、目的および目標に対する進捗状況の監視、測定、分析および順守評価を実施し、継続的改善へ結びつけることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) この基準は、重要課題に関する運用の監視および測定に適用する。
- (2) この基準は、課題に適用され、当社が適用方法を決定した順守義務に適用する。
- (3) 事業上の要求事項（社内外事故の撲滅、環境配慮型商品の開発・販売等）の監視、測定、分析および評価については、経営システムで行うものとする。
- (4) この基準は、ISO14001：2015の9.1項ならびに当社環境マネジメントマニュアルの9.1項の要求事項を満たすために定める。

3. 監視および測定の計画

- (1) 事務局および部署長は、役割分担を明確にし、「運用管理基準」に従って明確にした運用が適切に行われているかどうかを分析、評価するための監視および測定の手順を定める。この手順は、運用手順書の中に含めてもよい。
- (2) 監視および測定の対象とする著しい環境影響を与える可能性のある運用の鍵となる特性は、「運用管理基準」に従って、規定した運用基準の中で、次の目的のために必要な項目を選択する。
 - ① 業務目標の達成状況：事業計画等の進捗ならびに達成した業務目標の割合を分析、評価する。
 - ② 業績および実績の推移：業績および実績の改善状況を分析、評価する（目標あるいはそれを代行する改善を目指している指標）。
 - ③ 運用管理上の監視が必要な特性：法規制の監視・測定項目、設備の運転条件など運用上の管理指標。
- (3) 監視および測定の手順には、責任（実施者、評価者）、頻度、使用する監視および測定機器などを含める。

4. 監視、測定、分析および評価の方法

- (1) 運用の鍵となる特性の監視、測定、分析および評価は、次により行う。
 - ① 業務目標の達成度の監視、測定は、次による。
 - a) 時期については、半期および年度末とする。
 - b) 各部署においては、部署長が事業計画等の進捗状況を確認し、計画との適合性を分析、評価する。場合によっては、代理が分析、評価し、それを部署長が承認してもよい。
 - c) 各部門の進捗管理は、各部署の評価を基に部門長が進捗状況を確認し、評価を承認する。
 - d) 部門長は、事業計画等の進捗が業務目標の達成に影響すると判断した場合は、改善指示を出す。
 - ② 順守義務の監視および測定、分析ならびに順守評価は次による。
 - a) 順守義務が該当する部門長は、年度初めのマネジメントレビューの1カ月前に、「順守義務登録基準」の別紙-1「順守義務登録表」でまとめた当社に適用すると決め

名称	ISO14001	基準番号	EMS-910-1-00
	監視、測定、分析および順守評価実施基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	2/2

た順守義務の各々について順守状況を分析し、評価し、「順守評価結果表（別紙－1）」に記録し、事務局へ提出する。ただし、届出関連の順守評価は、「環境関係届出実施基準」の別紙－1「法的届出状況一覧表」、別紙－2「法的選任者登録表」にて行うものとする。

また、臨時のマネジメントレビューに対しては、必要に応じて準備する。

b) 確認する内容は、次の事項に関する要求事項を含むものとする。

- ・届出、許可、契約関係：関係書類の妥当性確認
- ・規制基準：測定データ、分析結果と規制基準値の比較
- ・法的資格：関係書類の確認

c) 環境管理責任者は、全体をまとめ、内容を確認し、順守状況を承認する。

③ 施設、設備の運転、点検、作業などの運用管理は、次による。

- a) 該当する部門の担当者は、運用管理手順に規定した運用上の特性を監視および測定する。
- b) 部署長は、その監視および測定結果を運用基準と比較し、適切な運用が行われているか否かを分析し、評価する。

(2) 環境管理責任者は、総合的な評価結果をまとめ、マネジメントレビューの報告資料とする。

5. 不適合への対応

監視および測定において、「不適合および是正処置実施基準」に定義される不適合を確認したときは、「不適合および是正処置実施基準」に従って是正処置を講じる。

6. 監視および測定機器の校正と維持

- (1) 部署長は、運用の鍵となる特性の監視および測定に使用する機器を特定する。
- (2) 監視測定にあたっては、校正あるいは検証された機器を使用する。
- (3) 監視および測定を外部機関に依頼する場合、計量証明事業所として登録された機関に依頼する。（法規制の排出基準、排水基準などに関する測定は、原則として外部機関へ依頼する。）
- (4) 監視および測定に使用する機器の校正あるいは検証は、計量証明事業所として登録された外部機関に依頼する。
- (5) 校正あるいは検証の記録は、各部署にて保管する。

7. 付 則

【関連文書】

「順守義務登録基準」（EMS-613-1）

「運用の計画および管理基準」（EMS-810-1）

「不適合および是正処置実施基準」（EMS-1020-1）

【運用基準が記載される運用手順書】

「環境関係届出実施基準」（EMS-810-2） 「水質汚濁防止実施基準」（EMS-810-3）

「産業廃棄物処理実施基準」（EMS-810-4） 「廃棄物処理委託基準」（EMS-810-5）

名称	ISO14001	基準番号	EMS-1020-1-00
	不適合および是正処置実施基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	1/3

1. 目的

この基準は、不適合が発生した場合、当面の処置をとり、その不適合が再発または他のところで発生しないようにするために、適切な是正処置ならびに再発防止を実施することを目的とする。また、その是正処置の有効性を評価し、必要な場合は、基準書、手順書の変更を行う。

2. 適用範囲

- (1) この基準は、発生した不適合および発生が予想される不適合ならびにそれらに対する是正処置に適用する。
- (2) この基準は、ISO14001:2015の10.2項ならびに当社環境マネジメントマニュアルの10.2項の要求事項を満たすために定める。

3. 不適合の定義および発生の確認

- (1) 是正処置対象の不適合（顕在した不適合あるいは潜在的な不適合）とは、次のいずれかの状況が発生した場合をいう。
 - ① ISO 14001：2015の要求事項のいずれかが欠落している状態
 - ② 環境マネジメントシステムの機能が不十分で、環境マネジメントマニュアルや関係基準に従った運用がなされず放置されている状態
 - ③ 課題に適用される順守義務への違反が発生したとき、あるいは高い確率で違反が発生すると予想される状態
 - ④ 運用基準からはずれた運用をしている場合
 - ⑤ 行政や利害関係者から環境上の要望や苦情があり、対策が必要と判断された状態
 - ⑥ 緊急時の重要課題が発生したときあるいは高い確率で発生が予想される場合
- (2) 不適合は、監視および測定、内部監査、マネジメントレビュー、緊急事態、コミュニケーション、巡回視察などにおいて検出される。それらのプロセスの責任者が不適合を指摘し、それによって是正処置を開始する。
- (3) 潜在的な不適合は、監視測定データの傾向分析、類似施設の事故発生、内部監査や巡回視察における観察、作業場のヒヤリ・ハット情報などから把握する。

4. 不適合の重大性に対する責任と権限

不適合の環境影響の大きさにより、是正処置を推進する責任と権限は以下のとおりとする。

- ① 環境影響が当社の敷地外または全社に及ぶ不適合：環境管理責任者
- ② 環境影響が当該部門に限定されている不適合：部門長

5. 是正処置の手順

- (1) 不適合が発生したときあるいは発生が予想されるときには、問題の重大性と発生する環境リスクに見合った処置をとる。
- (2) 不適合への対応は、部門長が責任者を定め、付表-1のプロセスに沿って適正、かつ迅速に是正処置を講ずる。
- (3) 不適合が発生した部門は、「不適合および是正処置報告書（別紙-1）」に必要事項を記入し、部門長の承認を得て、環境管理責任者に提出する。なお、緊急時については「緊急事態への準備および対応基準」の別紙-1「環境事故発生、対応報告書」に、内部監査については、「内部監査実施基準」の別紙-4「不適合・是正処置報告書」にまとめる。
 - ① 是正処置では、不適合の内容、原因、とった応急処置、是正処置（対策）を記入する。

名称	ISO14001	基準番号	EMS-1020-1-00
	不適合および是正処置実施基準	発行年月日	2017年01月30日
		ページ	2/3

- (4) 是正処置では、環境管理責任者は、当該部門以外の部門に水平展開する必要があると判断した場合は、必要な部門の部門長にも処置を指示する。
- (5) 不適合が発生した場合は、是正処置および有効性の見直しに基づいて、関係者が基準書、手順書の変更の必要性を検討し、再発防止あるいは未然防止をより向上させるための改訂を行う。

6. 進捗状況チェックおよび有効性の確認

- (1) 事務局は、是正処置の実施後に各部署の是正処置の進捗状況を部門長あるいは部署長とともにチェックし、その完了結果を次の事項の評価とともに「不適合および是正処置報告書」に追記し、環境管理責任者に提出する。
 - ① 是正処置は再発防止に有効であるか
- (2) すべての是正処置が終了した報告書は、指定のサーバの該当フォルダに保管する。（「環境文書 電子データ管理手順」を参照。）

7. 付 則

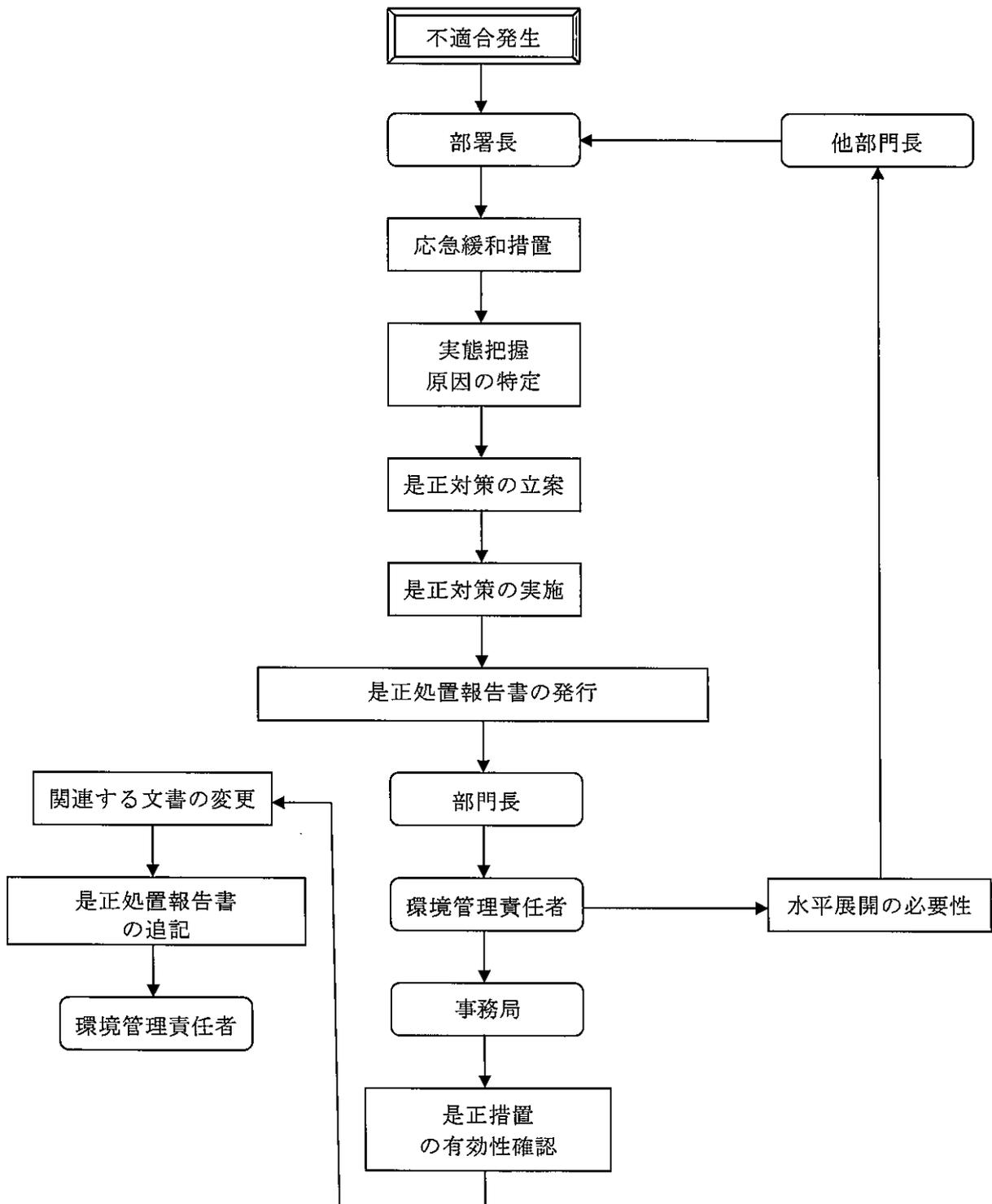
【関連文書】

- 「緊急事態への準備および対応基準」 (EMS-820-1)
- 「監視、測定、分析および順守評価実施基準」 (EMS-910-1)
- 「内部監査実施基準」 (EMS-922-1)
- 「マネジメントレビュー実施基準」 (EMS-930-1)

名称	ISO14001 不適合および是正処置実施基準	基準番号	EMS-1020-1-00
		発行年月日	2017年01月30日
		ページ	3/3

付表-1

不適合の是正処置プロセス



EMS-1020-1 別紙-1

承認	検閲	作成

不適合および是正処置報告書

部門名：

不 適 合	種 類	システム不備 法令違反 その他 ()		
	発 見 者		発 覚 日	
	内 容			
	原 因 予防の必要性			
是 正 処 置	対 策 再 発 防 止			
	責 任 者		完了予定日	
処置完了日				
有効性の確認 (事務局が記入)		記入者：		
処置結果のレビュー (環境管理責任者が記入)				印
水平展開の要否 (環境管理責任者が記入)		要 (対象部門：) ・ 否 手順書の変更：要 (手順書名：) ・ 不要		